

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例に規定するあ  
っせん等に関する要領

(目的)

第1 この要領は、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成30年茨木市条例第17号。以下「条例」という。）に規定するあっせん、勧告及び公表に関する事務について、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（令和元年茨木市規則第8号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申立て)

第2 規則第3条に規定する申立書は、あっせん申立書（様式第1号）とする。

(あっせんの開始等)

第3 規則第4条第1項の規定によるあっせんを行うことの適否を決定したときの通知は、あっせん開始通知書（様式第2号）又はあっせんを行わない旨の通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第4条第2項の規定によるあっせんの開始の通知は、あっせん開始通知書（様式第4号）により行うものとする。

(あっせん案の提示)

第4 規則第5条に規定する書面は、あっせん案通知書（様式第5号）とする。

(あっせん合意書の送付)

第5 規則第6条第2項に規定する書面は、あっせん合意書（様式第6号）とする。

(あっせんの終了)

第6 規則第7条第1項第2号に規定するあっせんによっては当該事案の解決の見込みがないと認めるときとは、当該事案の当事者（以下「当事者」という。）間の意見の隔たりが大きく、当事者間で意見が一致しないため、あっせんの手続きの進行に支障があると認めるときとする。

2 規則第7条第2項に規定する通知は、あっせん終了通知書（様式第7号）により行うものとする。

(あっせんの申立ての取下げ)

第7 あっせんを申立てた者は、あっせん申立取下書（様式第8号）を市長に提出することにより、いつでもその申立ての全部又は一部の取下げを申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、速やかに、当該申出に係るあっせんに申し立てられた者に対し、その旨をあっせん申立取下通知書（様式第9号）

により通知するものとする。

(勧告)

第8 規則第8条第1項に規定する書面は、勧告書(様式第10号)とする。

2 規則第8条第2項に規定する書面は、勧告に係る意見聴取通知書(様式第11号)とする。

(公表)

第9 規則第9条第2項に規定する書面は、公表に係る意見聴取通知書(様式第12号)とする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から実施する。